

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
(温暖化対策課)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部振興)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (利根振興)

○県有地の売却に関する入札公告 (管財課)

○圏央道幸手IC(仮称)東側地域の整備計画に係る戦略的環境影響評価計画書の縦覧 (温暖化対策課)

○庄和北部土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)

○都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)

○上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地の一般競争入札による処分の公告

(伊奈新都市建設事務所)

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

○指定事務所登録機関の指定 (川越県土)

○使用済みパーソナルコンピュータの売払いに関する一般競争入札公告 (教委・総務課)

○県道川越新座線の供用の開始 (飯能県土)

○県道並木川崎線の供用の開始 (飯能県土)

○一般国道四百六十三号の区域の変更 (飯能県土)

○一般国道二百九十九号の区域の変更 (飯能県土)

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)

○県道深谷嵐山線の供用の開始 (東松山県土)

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (熊谷県土) 一三〇
○開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 一三三
(杉戸県土) 一三三

規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年二月三日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三号

埼玉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県環境影響評価条例施行規則(平成七年埼玉県規則第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「これ」を「又は光ディスク(これら)」に改める。

第七条第二項中「掲げる行為」の下に「(同欄に掲げる行為を行わない対象事業にあつては、当該対象事業の実施)」を加え、同条第四項中「磁気ディスク」の下に「又は光ディスク」を加える。

第二十条第三項及び第二十八条第三項中「磁気ディスク」の下に「又は光ディスク」を加える。

第二十九条中「第三十条の四」を「第三十条の四第一項」に改める。

第三十条第一項中「第三十一条」を「次条」に改める。

第三十二条第一項中「磁気ディスク」の下に「又は光ディスク」を加え、同条第三項中「記録した磁気ディスク」の下に「又は光ディスク」を加え、「特定磁気ディスク」を「特定磁気ディスク等」に改める。

別表第一第一号イ(4)中「第百九十三条」を「第四条第二項第四号」に、「新設」を「開設」に改め、同号ロに次のように加える。

(6) 林道の拡幅(特別の地域におけるものに限る。)であつて、当該拡幅により幅員が六・五メートル未満から六・五メートル以上となり、かつ、その区間の長さが二キロメートル以上であるもの

別表第一第四号イ(1)及びロ(1)中「陸上飛行場」を「陸上空港等」に改め、同表第二

九号中「第十三号、第十四号及び第十九号において」を「以下」に改め、同表第二

十号を同号イとし、同号に次のように加える。

ロ 土地区画整理事業であつて、第九号又は第十三号の事業に相当するもの(森林等の地域に係る事業を除く。)に係る面積を五十で除した数値と第十号から第十二号までの事業に相当するもの又は第九号若しくは第十三号の事業に相当するものうち森林等の地域に係る事業に係る面積を二十で除した数値との和が一以上となるもの

別表第一の備考に次の一号を加える。

七 埼玉県希少野生動物植物の種の保護に関する条例(平成十二年埼玉県条例第十

一号)第十九条第一項の規定により指定された希少野生動物植物保護区

別表第二第一号中「及びその他の道路」を、「その他の道路及び林道」に改め、「並びに林道の新設」を削り、同表第四号中「陸上飛行場」を「陸上空港等」に改める。

別表第三第二号の二中「林道」の下に「の新設及び改築」を加え、同号ハ中「第十七条第一項」を「第十七条第一項ただし書」に改め、同号に次のように加える。

ト 埼玉県希少野生動物植物の種の保護に関する条例第二十条第四項の規定による許可の申請、同条例第二十一条第一項の規定による届出、同条例第三十八条第二項の規定による協議又は同条例第三項の規定による通知

別表第三第三号ハ中「河川法」の下に「(昭和三十九年法律第六十七号)」を加え、同表第五号イ中「全国新幹線鉄道整備法」の下に「(昭和四十五年法律第七十一号)」を加え、同表第六号中「陸上飛行場」を「陸上空港等」に改め、同号イ中「第五十五条の第二項」を「第五十五条の第三項」に改め、同表第七号イ中「(昭和四十三年法律第百号)」を削り、同号ヘ中「建築基準法」の下に「(昭和二十五年法律第二百一十号)」を加え、同表第十三号中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加え、「第八十三条第二項」を「第三百三十四条第二項」に、「第八十二条の八第一項」を「第三百三十条第一項」に改める。

様式第五号(一)から様式第十四号(二)までの規定中「埼玉県知事」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一第一号ロに(6)を加える改正規定、同表の備考に一号を加える改正規定、別表第二第一号の改正規定、別表第三第二号の二の改正規定(同号ハの改正規定を除く。)及び同表第六号イの

改正規定並びに次項の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 改正後の別表第一第一号ロ(6)及び備考第七号、別表第二第一号並びに別表第三第二号の二(同号イからへまでを除く。)の規定は、平成二十一年四月一日以後に埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第四条第三項の規定により提出される環境影響評価調査計画書に係る対象事業について適用する。

告 示

埼玉県告示第六十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(HP: <http://www.satamakenpo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年一月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人太陽光炭素化炉

実現委員会

三 代表者の氏名

日野 哲也

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市西金野井百十八番地

一〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は「太陽光利用ゴミ炭素化炉」の実現が、持続可能な循環型社会の構築に貢献できる公益性の高い活動であると捉え、このことを広く市民に訴え、理解を求めるとともに寄付などの協力を募り、資金の調達をはじめ、人的な支援などで研究および開発を支援し「太陽光利用ゴミ炭素化炉」が早期に実現することを目的とする。

埼玉県告示第六十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 平成二十一年二月三日
埼玉県知事 上田清司
- 一 申請のあった年月日
平成二十一年一月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人黒浜沼周辺の自然を大切にする会

埼玉県告示第百六十二号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年二月三日

一 入札内容

イ 件名

土地建物の売却

ロ 物件の表示

物件番号 七十三

三 代表者の氏名

福田 昭次

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蓮田市緑町二丁目二十二番十号

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、自然に接する機会などを設け、黒浜沼をとりまく自然環境に関する調査研究等を行うことにより、良好な自然環境の保全を図り、もって人間性豊かな社会の発展に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、自然に接する機会などを設け、黒浜沼をとりまく自然環境に関する調査研究等を行うことにより、良好な自然環境の保全及び地域とのコミュニティの推進を図り、もって人間性豊かな社会の発展に寄与することを目的とする。

埼玉県知事 上田清司

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
上尾市富士見二丁目二二五番六	宅地	一、四五一・〇五
上尾市富士見二丁目二二五番七	宅地	二五三・八一
上尾市富士見二丁目二二五番八	宅地	二七・九二
建物のある 上尾市富士見二丁目二二五番六	種類 共同住宅	延床面積(平方メートル) 六三五・〇四
土地の所在	地目	地積(平方メートル)
幸手市中四丁目四二八六番二	宅地	一、一四四・二八
幸手市中四丁目四二八六番三	宅地	二、二五八・七七
建物のある 幸手市中四丁目四二八六番二	種類 寄宿舍	延床面積(平方メートル) 三三三・一〇
幸手市中四丁目四二八六番二	寄宿舍	一五二・三二
幸手市中四丁目四二八六番地三	寄宿舍	八四二・一六
土地の所在	地目	地積(平方メートル)
行田市城西三丁目一三番七	宅地	一、三二〇・〇三
行田市城西三丁目一三番八	宅地	五四・二九
建物のある 行田市城西三丁目一三番七	種類 共同住宅	延床面積(平方メートル) 三三三・二〇
行田市城西三丁目一三番地七	共同住宅	一五二・七六

物件番号 七十五

物件番号 七十四

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該

当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県総務部管財課公有財産担当 担当 清水、若林

電話〇四八―八三〇―二五八一(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十一年二月二十三日(月)から二月二十七日(金)までの午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

(一) 物件番号七十三

平成二十一年三月五日(木) 午前十時三十分から

(二) 物件番号七十四

平成二十一年三月五日(木) 午前十一時三十分から

(三) 物件番号七十五

平成二十一年三月五日(木) 午後二時から

各締切後開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 衛生会館三階三〇五

会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

へ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者と
する。

埼玉県告示第六十三号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年二月三日

埼玉県知事 上田 清 司

一 入札内容

イ 件名

土地建物の売却

ロ 物件の表示

物件番号 七十六

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
熊谷市桜町二丁目二〇〇六番一	宅地	一、五六七・四八
熊谷市桜町二丁目二〇〇五番	宅地	二六六・〇六
建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
熊谷市桜町二丁目二〇〇六番地一	共同住宅	一、二二九・四九
熊谷市桜町二丁目二〇〇六番地一	物置	二九・一六
熊谷市桜町二丁目二〇〇六番地一	ポンプ室	一一・二五

物件番号 七十七

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
深谷市常盤町五四番四	宅地	一、六一〇・五六
建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
深谷市常盤町五四番地四	共同住宅	一一〇一・二三

深谷市常盤町五四番地四	共同住宅	三三二・一〇
深谷市常盤町五四番地四	物置	八・八五
深谷市常盤町五四番地四	物置	一三・二七

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
 埼玉県総務部管財課公有財産担当 担当 清水、白野
 電話〇四八―八三〇―二五八一(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十一年二月二十三日(月)から二月二十七日(金)までの午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けられない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

(一) 物件番号七十六

平成二十一年三月六日(金) 午前十時三十分から

(二) 物件番号七十七

平成二十一年三月六日(金) 午前十一時三十分から

各締切後開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 衛生会館三階三〇五会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手によ

り納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

埼玉県告示第百六十四号

圏央道幸手IC(仮称)東側地域の整備計画に係る戦略的環境影響評価計画書の計画等策定者の氏名及び住所等について公告し、及び当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月三日

埼玉県知事 上田 清司

一 計画等策定者の氏名及び住所

幸手市長 町田 英夫

埼玉県幸手市東四丁目六番八号

二 対象計画等の名称及び種類

イ 名称

圏央道幸手IC(仮称)東側地域の整備計画

ロ 種類

複合事業(工業団地の造成、流通業務施設用地の造成、研究所用地の造成)

三 縦覧期間

平成二十一年二月三日(火)から同年三月三日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)

四 縦覧の期間及び場所

イ 時間

午前九時から午後四時三十分まで

ロ 場所

埼玉県環境部温暖化対策課

埼玉県東部環境管理事務所

幸手市都市整備課

久喜市環境課

杉戸町環境課

茨城県五霞町建設環境課

五 意見書の提出

当該計画書について環境の保全と創造の見地からの意見を有する者は、計画等策定者に対し、環境への配慮に関する意見書を提出することができる。

イ 提出期間

平成二十一年二月三日(火)から同年三月三日(火)まで

ロ 提出先

幸手市都市整備課

埼玉県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年一月二十七日認可した。

平成二十一年二月三日
 埼玉県知事 上田清司
 一 名称
 庄和北部土地改良区
 二 事務所の所在地

春日部市

埼玉県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十一年二月三日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

別記一

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	公聴会		公述申出書		都市計画の構想	
				期日及び時間	場所	提出期間	提出先	閲覧期間	閲覧場所
一	さいたま	さいたま市	「区域区分」	平成二十一年三月二十四日午後二時から	さいたま市大宮区役所南館三〇一会議室	平成二十一年二月三日から平成二十一年二月二十四日まで	さいたま市都市計画部都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課	平成二十一年二月三日から平成二十一年二月十七日まで	さいたま市都市計画部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八―八三〇―五三三七

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

別記二

公述申出書

年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申出ます。

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

埼玉県告示第百六十七号

上尾都市計画事業伊奈特定土地地区画整理事業保留地処分規程(平成十八年埼玉県告示第八百二号)第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十一年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 入札物件番号一

(1) 位置

伊奈特定土地地区画整理事業二百

三街区三画地(北足立郡伊奈町大

字羽貫三百七番地外)

(2) 地積

四百十五・二九平方メートル

(3) 予定価格

千八百三十一万四千二百八十九

円

ロ 入札物件番号二

(1) 位置

伊奈特定土地地区画整理事業二百

三街区九画地(北足立郡伊奈町大

字羽貫三百七番地外)

(2) 地積

四百十五・二九平方メートル

(3) 予定価格

千八百三十一万四千二百八十九

円

二 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条の規定による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ニ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成八年六月十三日付け出物第百八十号)に基づく指

名停止期間中である者

へ 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成十九年三月二十七日付け出物第千百五十三号)に基づき指名除外措置を受けている者

ト 都道府県税(都道府県民税、法人都道府県民税、法人事業税又は個人事業税)の滞納がある者

チ 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所イ 期間
平成二十一年二月十六日(月)から同月二十日(金)まで
午前九時から正午まで及び午後一時から五時まで

口 場所

北足立郡伊奈町大字小室九千四百五十四番地一 埼玉県伊奈新都市建設事務所

四 入札及び開札の日時及び場所

イ 日時

(1) 入札物件番号一
平成二十一年三月六日(金) 午前

前十時

(2) 入札物件番号二

平成二十一年三月六日(金) 午前

前十時三十分

口 場所

北足立郡伊奈町大字小室九千四百五十四番地一 埼玉県伊奈新都市建設事務所二階会議室
五 入札保証金
入札参加者の見積もる入札金額の百分の五以上の額(入札参加資格審査後郵送される納付書兼領収書により納付すること。)

六 入札の無効

次のイからリまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

イ 入札者の押印のない入札書によるもの

ロ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの

ハ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

ニ 入札に参加する資格のない者がしたもの

ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

ヘ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率に

よる額に達しない者がしたもの

ト 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

チ 他の入札者の代理を兼ねた者がしたもの

リ 二以上の入札書を提出した者がした

たもの又は二以上の者の代理をした

者がしたもの

七 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県が定めた予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

八 その他

イ 入札参加要領及び入札参加申込書は、埼玉県伊奈新都市建設事務所に置いて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。

ロ 入札に關し不明な点は、埼玉県伊奈新都市建設事務所(電話〇四八―七二二―一七五)に問い合わせること。

埼玉県告示第六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に關する工事が完了したので、公告する。
平成二十一年二月三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年十月二十一日

指令杉整第二〇〇〇九四〇号

二 検査済証番号

平成二十一年一月二十七日第八十四号

三

開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町大字杉戸字十八丁二

八〇五―三、二八〇六―三、二八〇七―一、二八三九、二八四〇―一、二八四〇―二、二八四一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
群馬県前橋市亀里町九〇〇番地
株式会社 セーブオン
代表取締役 土屋 嘉雄

埼玉県告示第六十九号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条の三第二項の規定により、指定事務所登録機関の指定をしたので、次のとおり公示する。
平成二十一年二月三日

埼玉県知事 上田清司

一 埼玉県指定事務所登録機関の名称及び住所
社団法人埼玉県建築士事務所協会
埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

二 建築士法第二十六条の三第一項に規定する事務所登録等事務(次号において「事務所登録等事務」という。)を行う事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

三 事務所登録等事務の開始の日
平成二十一年四月一日

埼玉県告示第百七十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年二月三日

埼玉県長 上田 豊 臣

1 入札内容

- (1) 件名及び数量
使用済みパーソナルコンピュータの売払い、一式
- (2) 売払案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成21年3月27日(金)まで

(4) 履行場所

埼玉県教育総務部総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の買受け」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育総務部総務課IT調整担当 井上、佐藤 電話048-830-6614(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札説明会

開催しない。

- (4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県庁衛生会館304会議室

イ 日時

平成21年2月25日(水) 午前10時

- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育総務部総務課IT調整担当

イ 受領期限

平成21年2月24日(火) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す書類を平成21年2月13日(金)午後2時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した売払い案件を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格以上の価格で最高の価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) 売払い物品の引渡し

売払い物品は、契約締結後に埼玉県が発行する納入通知書兼領収書により売払い代金を納入した後、所定の場所での現状のまま引き渡す。

なお、引渡しに係る費用はすべて買受人の負担とする。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年二月三日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

路線名	川越新座線	供用開始の区間	川越市大字並木字中田二二六九番一地先から同市大字並木字中田二七二番一〇地先まで	供用開始の期日	平成二十一年二月三日	備考	延長四六・八〇メートル
-----	-------	---------	---	---------	------------	----	-------------

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年二月三日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

路線名	並木川崎線	供用開始の区間	川越市大字並木字南田八六三番一地先	供用開始の期日	平成二十一年二月三日	備考	延長二一・八〇メートル
-----	-------	---------	-------------------	---------	------------	----	-------------

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月三日

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 四百六十三号

三 道路の区域

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

旧新別	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
区 間	入間市大字下藤沢字味方原六三二番一地从先から 同市大字下藤沢字谷ツ一一二八番八地先まで		九・九七 一・八九 一〇・九二 二五・一三	七二・三〇	大橋の架換に伴う迂回路の設置である。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月三日

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 二百九十九号

三 道路の区域

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

旧新別	旧	新	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
区 間	入間市大字新光五一四番四地先		二七・〇一 三四・二〇 二七・〇一 三三・八三	八・六〇	入間市道との交差点における隅切りの設置である。不用 物件は入間市に引き継ぐ。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百一十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

平成二十一年二月三日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

- 一 許可番号
平成二十年八月五日
指令飯整第二〇〇〇一八〇号
- 二 検査済証番号
- 三 平成二十一年一月二十九日
飯整第二〇〇〇三七号
- 四 開発区域に含まれる地域の名称
入間郡毛呂山町大字前久保字白綾三
- 一四 三二番一二九、三三三番一三〇
- 二四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡毛呂山町大字苦林三八五番地
- 河野 ナカ

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十一年二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十一年二月三日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
深谷嵐山線	比企郡嵐山町大字広野字下郷一〇九二番一地先から同郡同町大字広野字下郷一〇二番四地先まで	平成二十一年二月三日	延長 九〇・〇〇メートル

- 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号
 三三 検査済証番号
 平成二十一年一月二十七日
 第二〇〇一〇四号
- 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十一年二月三日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司
- 二 検査済証番号
 平成二十一年一月二十七日
 第二〇〇一〇四号
- 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十一年二月三日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司
- 二 検査済証番号
 平成二十一年一月二十七日
 第二〇〇一〇五号
- 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十一年二月三日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 亀井清司
- 二 検査済証番号
 平成二十一年一月二十七日
 第二〇〇一〇五号
- 一 許可番号
 平成二十一年一月二十日
 第二〇〇〇三七一号
- 一 許可番号
 平成二十年十一月二十一日
 第二〇〇〇七九〇号
- 三 志村 隆

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置指定を次のとおり行った。

平成二十一年二月三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第五号	平成二十一年一月二十六日	大里郡寄居町大字寄居字申道百三十六番六	四・〇〇	十四・九三	大里郡寄居町大字桜沢八百八十八番地 大島不動産株式会社 代表取締役 久志本 秀人

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月三日

埼玉県行田県土整備事務所長

南沢 郁一郎

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 二、一九、二四〇—三
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 南埼玉郡宮代町字姫宮二〇〇
 奈良 行夫

- 一 許可番号
平成二十年九月十一日
指令行整第二〇〇〇三二〇号
- 二 検査済証番号
平成二十一年一月二十八日第三十四号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡騎西町大字外川四四八—四
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
騎西町大字外川四四八—五
渡邊 てる子

- 一 許可番号
平成二十一年一月十九日
指令杉整第二〇〇一〇三一号
- 二 検査済証番号
平成二十一年一月二十七日
杉整第一五二二—一
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
南埼玉郡宮代町字姫宮三三九—一、

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八—八二四—二二—一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三—一—一〇 〇四八—八六一—二九〇—一(代表)